

# 人権相談の現場から

## 子どもに関する相談(子どもの育児不安)

**相談** 生後1カ月の子どもの母親から、「子どもを殺してしまうのではないか」との訴えがあった。母親は、最初は可愛いと思ったのに、病院で出産し、退院後、初めての育児にとまどいや疲れから愛情が薄かなくなっている自分に気づき、実家から自宅に戻る日が近くなるにつれ、不安も大きくなってきたため相談に来た。

**対応** 産後の相談者の状態が非常に不安定であり、また、夫からの暴力も以前あったとのことで、

帰宅後の生活が心配なため、相談者の了解を得て、保健センターに連絡した。

その後、センターより連絡があり、家庭訪問後、家庭児童相談室、児童相談所とチーム体制で支援していくとのことであった。なお、相談者も支援体制ができたことで落ち着いてきている様子であった。

こうした相談は、息の長い見守りの必要なケースと思われ、成長に応じ、今後、チームメンバー間で役割を検討しながらサポートすることが必要である。

## 同和問題に関する相談(同和地区出身者で結婚を反対されている)

**相談** 長年ある女性と交際してきたが、結婚を決意申し込んだところ、彼女の両親から、自分が同和地区出身であるということを理由に結婚を反対された。

彼女の親は、「将来生まれてくる子どもや、彼女の妹の結婚にも影響する。」と、反対している。どうすればよいか悩んでいる。

**対応** まず、結婚は両性の合意のみに基づいて成立するものであり、二人の決断や相互の協力が基本であると励ました。相談者自身と交際中の彼女が力をあわせて、諦めずにご両親を粘り強く

説得していくことも必要だが、どうしてもご両親が話を聞いてくれない場合などがあれば、人権問題に詳しく、二人が信頼できる人に仲介を依頼することも検討してよいのではないかと助言した。

同和問題に関する誤った認識や、差別意識を解消していくことは非常に重要であり、粘り強く説得し、人権啓発していくことが必要である。

結婚差別は、結婚という人間としてのもっとも基本的な事柄(人格)を否定される人権侵害(差別)であり、これらの差別意識の解消が強く求められる。

## 子どもに関する相談先

機関名	電話番号・URL・FAX	主な相談分野	相談日 <small>(原則祝日年末年始を除く)</small>	相談時間
子どもの虐待ホットライン (特定非営利活動法人 児童虐待防止協会)	06-6762-0088 (相談電話) http://www.apca.jp	児童虐待防止のための電話相談	週5日 (月～金)	11時～17時
NPO法人暴力防止情報スペース ・APIS	050-7570-6100	スクールセクシュアルハラスメント、いじめ、ドメスティックバイオレンス、虐待などの相談	電話相談週3日(月・水・金)	10時～16時
財団法人大阪府 男女共同参画推進財団 (ドーンセンター)	06-6910-8500 http://www.dawncenter.or.jp/	女性の直面している 様々な問題	週6日 (休館日を除く)	10時～16時、 18時～20時(平日)、 10時～16時(土日)

※この他に各市町村担当課、各子ども家庭センターでも相談を受付けています。

## 同和問題に関する相談先

機関名	電話番号・URL・FAX	主な相談分野	相談日 <small>(原則祝日年末年始を除く)</small>	相談時間
財団法人 大阪府人権協会	TEL : 06-6562-4040 (相談専用) FAX : 06-6568-2985 http://www.jinken-osaka.jp/	全 般	電話相談・面接相談 週5日(月～金) 法律相談 週1日(金のみ) 夜間法律相談 毎月第2水曜日	電話相談・面接相談 10時～17時 法律相談 13時30分～16時30分 夜間法律相談 18時～21時
大阪府人権室	TEL : 06-6941-0351 (内2320) FAX : 06-6944-6616 http://www.pref.osaka.jp/	全 般	週5日(月～金)	9時～12時、 13時～17時30分
大阪法務局 人権擁護部	06-6942-1481 06-6943-7406	全 般	週5日(月～金)	8時30分～17時

※この他に各市町村担当課、各市町村の人権協会でも相談を受付けています。